

大分市バドミントン協会 規約集

1. 規約
2. 細則
3. 登録規定
4. 専門委員会規定
5. 表彰規定
6. 事務局規定

制定 昭和59年3月31日

施行 昭和60年4月1日

大分市バドミントン協会規約

第1章 総則

- 第1条 この会は、大分市バドミントン協会(以下「この会」という)という。
第2条 この会の事務所を、大分市明野東4-6-5に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 この会は、大分市内のバドミントンを振興し、その健全な普及および発達をはかる事を目的とする。
第4条 この会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
1. バドミントンに関する研究・調査
2. バドミントンに関する講習会・講演会・研究会等の開催
3. バドミントンに関する各種大会・競技会の開催
4. バドミントンに関する刊行物の発行ならびに斡旋
5. その他、大分市体育協会に加盟し、バドミントン部の業務を遂行するほかこの会の目的達成に必要な事項

第3章 組織

- 第5条 この会は、登録クラブ・個人会員ならびに各種団体(以下「加盟団体」という)で組織する。
第6条 前条の加盟団体は、理事会の承認を経て加盟するものとする。

第4章 役員

- 第7条 この会に、下記の役員をおく。
会長 1名
副会長 若干名
理事長 1名
理事 若干名
評議員 若干名
監事 2名
前項に定めるものの外、名誉会員として名誉会長・顧問・参与をおくことができる。
- 第8条 会長は、評議員会において選任する。
2 会長は、この会を代表し会務を統轄し、評議員会および理事会の議長となる。
- 第9条 副会長は、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。
2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 第10条 理事は、評議員会で選出し、これを会長が委嘱する。
前項の外、会長は学識経験者の中から理事を委嘱することができる。
但し、その数は理事定数の1/3を越えてはならない。
2 理事は、会務を掌理する。
- 第11条 理事は、その互選によって理事長1名・副理事長若干名・常任理事若干名を選出出来る。
- 第12条 理事長は、理事会の決定に従い会務を遂行する。
2 副理事長は、理事長を補佐し会務を遂行する。
3 常任理事は、理事長・副理事長を補佐し会務を遂行する。
4 理事長は、会長・副会長に事故ある時は、その職務を代行する。
5 前項の場合は、理事長は、その議案について事前に会長の了解を求め次期理事会に報告しなければならない。
- 第13条 監事は、評議員会で選出する。

- 2 監事は、年1回および必要ある時、この会の会計を監督しその結果を評議員会に報告しなければならない。
- 第14条 評議員は、登録クラブより1名選出する。
- 第15条 役員の任期は、2ケ年とする。
但し、重任・再任は妨げない。
2 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

第5章 会議

- 第16条 理事会は、年2回開催するものとし、その他必要に応じて会長が招集する。
2 評議員会は、年1回以上開催する。
3 会議は、会議構成員の1/2以上(委任状を含む)で成立しその過半数で決める。
可否同数の場合は、議長が決める。

第6章 会計

- 第17条 この会の経費は、次の収入をあてるものとする。
1. 登録料 1. 補助金 1. 寄付金 1. 事業収入 1. その他
- 第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。
- 第19条 この会の予算は、理事会で会計年度末に次年度予算案を編成し、決算は会計年度終了後、監事の監査を経ていずれも評議員会の承認を経なければならない。

第7章 加盟及び登録

- 第20条 加盟団体及びクラブ・個人会員は、登録料を納付しなければならない。
尚、登録に関する事項は別に定める。

第8章 専門委員会

- 第21条 専門委員会を設置する事が出来る。
尚、専門委員会に関する事項は別に定める。

第9章 表彰

- 第22条 この会は、会員として他の模範となるもの、本会に貢献したもの及び団体に対して表彰を行う。
尚、表彰に関する事項は別に定める。

第10章 事務局

- 第23条 この会の事務を処理するため、事務局をおく。
尚、事務局に関する事項は別に定める。

第11章 規約改正

- 第24条 この規約を改正しようとするときは、理事会にはかり評議員会で決定する。

付 則

この会の発足を昭和46年10月1日とする。
この規約は、昭和60年4月1日より施行する。

改正 1. 平成3年3月31日
改正 2. 平成26年3月31日

大分市バドミントン協会規約細則

1. 第5条の各種団体とは、中体連・高体連・教職員連盟・学連・レディース連盟
シニア連盟・ジュニア連盟をいう。
2. 第6条の新規に加盟しようとする団体の承認については、次の通りとする。
 - (1)全市下にまたがるもの
 - (2)理事会の良識判断による
3. 第14条の評議員選出基準は、次の通りとする。
10名以上の実働部員(監督・部長を含む)を持ち定期的に活動を行っている
クラブの代表とする。
4. 評議員会の任務は、次の通りとする。
 - (1)予算・決算の決定
 - (2)事業計画の承認
 - (3)規約改正
 - (4)その他重大事項
5. 理事会の任務は、次の通りとする。
 - (1)前項の立案実行
6. 名誉会長、顧問及び参与は、この会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により
会長が委嘱する。
2 名誉会長、顧問および参与は、必要と認める事項について会長の諮問に応じ意見を
述べるができる。

大分市バドミントン協会登録規定

規約第20条による規定は、以下の通りとする。

(登録)

第1条 この会に所属し活動するクラブは、次の登録をしなければならない。

1. クラブ登録

第2条 この会に所属し活動する個人会員は、次の登録をしなければならない。

1. 個人会員登録

(登録料)

第3条 第1条、第2条に従って登録する場合は、次の登録料を毎年年度初めに納めるものとする。

- | | |
|------------|--------|
| 1. クラブ登録料 | 3,000円 |
| 2. 個人会員登録料 | 1,000円 |

(特典)

第4条 登録クラブ・個人会員へは、次の特典がある。

1. クラブ登録
 - (1)主催行事等の要項郵送
 - (2)県以上大会(行事等)の要項郵送
 - (3)指導者講習会等への参加資格
 - (4)主催団体戦等への出場資格
2. 個人会員登録
 - (1)主催大会・行事等への参加資格

(資格)

第5条 登録出来るクラブ及び個人会員は、次に該当しなければならない。

1. クラブ登録は、大分市内に拠点があり定期的に活動している団体である事(大会等への出場だけの理由は、認めない)
2. 個人会員登録は、登録されたクラブに所属し かつ 大分市居住者である事 又は 大分市内に通学先、勤務先等がある事
3. 個人会員登録は、登録されたクラブに所属しない場合は、大分市内居住者である事
4. 個人会員登録で、2項3項外の場合は、大分市へ登録されたクラブに所属し定期的に所属内で活動している事(大会等への出場だけの理由は、認めない)
5. 上記に該当しない事由が発生した場合は、理事会において検討する

(付則)

1. この規定の改正は、理事会の決議を得なければならない。
2. 制定 平成3年3月31日
3. 改正 平成7年3月31日
4. 改正 平成8年3月31日
5. 改正 平成18年3月31日
6. 改正 平成25年3月31日

大分市バドミントン協会専門委員会規定

規約第21条による規定は、以下の通りとする。

(専門委員会)

第1条 専門委員会は、理事・評議員で構成し委員長1名・副委員長若干名・委員若干名をおく。理事長は、個人会員の中より委員を委嘱する事が出来る。

第2条 理事長は、専門委員会を統轄する。

第3条 専門委員会は、次の通りとする。

1. 総務委員会
1. 業務委員会
1. 強化委員会
1. 普及委員会
1. 審判委員会
1. 会長の要請により特別委員会を臨時に設置する

(業務)

第4条 専門委員会の業務は、次の通りとする。

- 総務委員会
 1. 登録に関する事項
 2. 県以上の大会(講習会等)に関する事項
 3. 事務局補佐
 4. その他、他の委員会以外に関する事項
- 業務委員会
 1. 主催・主管大会の運営に関する事項
- 強化委員会
 1. 技術力向上に関する事項
- 普及委員会
 1. 普及に関する事項
 2. 会報発行および広報に関する事項
 3. 依頼された講習会・教室等、講師派遣に関する事項
- 審判委員会
 1. 審判に関する事項

(付則)

1. この規定の改正は、理事会の決議を得なければならない。
2. 制定 平成3年3月31日

大分市バドミントン協会表彰規定

規約第22条による規定は、以下の通りとする。

(目的)

第1条 会員(団体等)に多大な功績があった場合は、表彰を行い意識の高揚と斯界の発展に寄与する事を目的とする。

(表彰の種類および対象)

第2条 表彰の種類および対象は、次の通りとする。

1. 競技成績優秀者(団体)表彰
(1)九州大会以上大会の入賞者(団体)および準ずる成績者(団体)
2. 功労者(団体)表彰
(1)多大な功績があったと認められる者(団体)
(2)役員を歴任し5期以上努め退任した場合、および役員の長として3期以上努め退任した場合
3. その他、必要と認める表彰

(表彰の手続き)

第3条 表彰の申請は、理事が会長へ上申する。審査およびその基準については理事会で決定する。

(表彰)

第4条 表彰は、表彰状に副賞を添え会長が授与する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、主催大会の開会式等で行う。

(付則)

1. この規定の改正は、理事会の決議を得なければならない。
2. 制定 平成3年3月31日

大分市バドミントン協会事務局規定

規約第23条による規定は、以下の通りとする。

(事務局)

- 第1条 事務局には、事務局長1名・事務局員若干名をおく。
- 第2条 理事は、その互選によって事務局長・事務局員を選出する。理事長は、個人会員の中より事務局員を委嘱する事が出来る。
- 第3条 事務局長は、評議員会・理事会の決定に基づき事務局の業務を統括推進する。事務局員は、事務局長を補佐し業務の円滑推進をはかる。

(業務)

- 第4条 事務局の業務は、次の通りとする。
1. 予算の管理(出納責任者を事務局長とする)
 - (1)毎会計年度の予算案の作成
 - (2)予算の実行に関する事項の管理
 - (3)毎会計年度の収支報告
 2. 主催大会・行事等の管理
 - (1)大会・行事等の要項案作成
 - (2)会場および用品の手配
 3. 各専門委員会の調整
 4. 会議の諸準備
 - (1)評議員会・理事会等の議事資料作成
 - (2)会議室等の確保
 5. 各外部団体の窓口
 - (1)事務局長は、大分市体育協会バドミントン部の事務担当を兼ねる
 6. 各備品および用品の管理
 7. その他、前項までに属さない事項

(報告)

- 第5条 事務局長は、業務事項を必要の都度または定期的に、理事長に報告し理事会の承認を受けなければならない。

(付則)

1. この規定の改正は、理事会の決議を得なければならない。
2. 制定 平成3年3月31日